



# 困ったときの

# 最初の相談者に

## 新資格「相続管理士」がスタート

2030年には5人に1人が75歳以上になるといふ超高齢化社会を迎える日本(図1)。平均寿命も年々伸び、厚生労働省によると、15年には男性80・79歳、女性87・05歳

になると、そう遠くない将来「100歳の親の相続を75歳の子供が考えなければならぬ」ということが一般的になる。相続は、税務関係ならば税理士、不動産登記なら司法書士、もめご

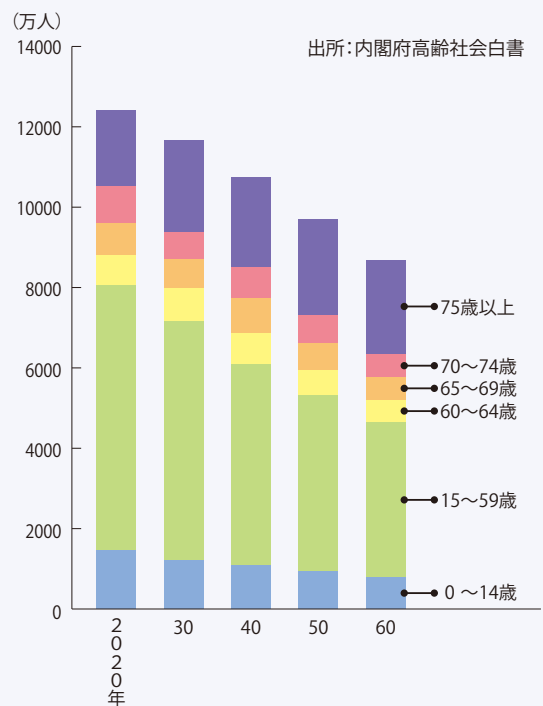
となれば弁護士と、複数の士業が関わる。ただ、士業だからといって全員が相続の実務に詳しいわけではない。ただでさえ面倒なのに、高齢になって相続問題に詳しい士業を探りおっくうな行為。ある程度相続に詳しい人が近所にいることが求められる。

そこで、こうしたニーズに応える能力を持つ「相続管理士」を養成するための団体「相続管理士協会」が設立された。

相続管理士は民間資格なので、各士業が行うような専門的な仕事を依頼人に代わって行うことはできない。しかし、協会会長の中根敏勝弁護士は「これまで相続の相談を受けているとき、このくらいの話ならばわざわざ弁護士を訪ねる必要はないのではないかと思えたことがあります」と話す。

そして、「相続に関して最初に相談できる人がいれば、遺族の負担

年齢区分別将来人口推計(図1)



を減らせるのではないかと考えました」と、協会設立の動機を語る。

相続管理士の業務は最初に相続に関する悩みを聞き、簡単なアドバイスで解決できるようなものならアドバイスをする。解決が困難は相談については専門の士業へ橋渡しをするものになる。

協会は相続管理士の試験を実施のほか、定期的な研修を通じて実務に精通した人材の育成を図る。また、士業のネットワーク化を進めて相続管理士への相談だけで解決が難しい問題を早期に解決できるようにする。

中根弁護士によると、銀行など金融機関や不動産業者に勤めてい

る人にとって、この資格を取ることは業務のうえでプラスになるとが見込めるという。

そのうえで、中根弁護士は「そうした「仕事で使えて便利」という人以外にも、一般の人に資格取得してほしいです。近所で困っている人の相談に乗ることもできるようになります」と話している。

協会では、9月から受験者の受け付けを始めている。受験料は税別で2万円。相続管理士認定試験の問題集は協会のホームページで公開している。

詳しい問い合わせは日本相続管理協会 ☎03・5541・5572。

### 相続管理士認定試験で出題が予想される問題

相続財産で建物を評価する目安に最も適切なものは次のうちどれか。

- 1、路線価
- 2、固定資産税評価額
- 3、基準地価
- 4、公示地価

戒名代は相続財産から控除することができるか。

- 1、できる
- 2、できない
- 3、どちらでもない
- 4、常に裁判で決する

相続放棄の手続きは次のうちどこに申し立てる必要があるか。

- 1、家庭裁判所
- 2、地方裁判所
- 3、高等裁判所
- 4、法務局

遺産分割協議書を作成するにあたり印鑑証明がない場合、

戸籍謄本で代用が可能か。

- 1、可能
- 2、不可能
- 3、どちらでもない
- 4 法務局が判断する

被相続人が離婚した前妻との間の子供は相続人となり得るか。

- 1、相続人である
- 2、相続人でない
- 3、どちらでもない
- 4、常に裁判で決する

(相続管理士認定試験受験対策問題集から)